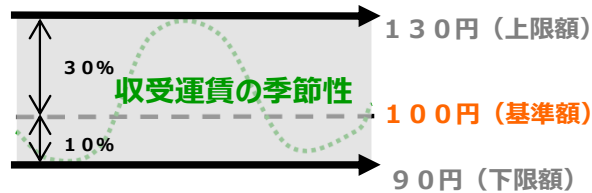


貸切バスの運賃の見直しについて

- 現行制度においては、需要の季節変動に対応することを想定して、基準額（原価ライン）の+30%（上限額）と-10%（下限額）の幅で運賃を公示することとなっている。
- 令和5年8月25日に、深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるようにするため、現行の公示方法から、基準額を「下限額」とする公示方法に見直しを実施（令和5年10月1日より適用開始）。
- 公示方法の見直しと併せて、現状の社会経済状況にあわせて「下限額」の引き上げを行う。

【公示方法の見直し】

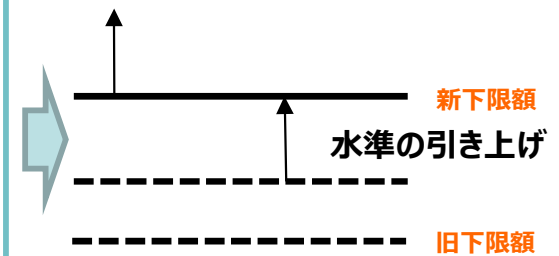
□旧公示方法：上限額130円、下限額90円を公示



□新公示方法：下限額100円を公示



【下限額の引き上げ】



【実勢値上率】 ※旧下限額から新下限額への値上率

北海道	東北	関東	北陸信越	中部
24%	21%	26%	24%	26%
近畿	中国	四国	九州	沖縄
25%	23%	28%	32%	20%

※一般的な観光バスにおける運行（走行距離：190km／時間：5時間）に当てはめた場合の値上率

新公示運賃額(車種区分見直し後)

(※1) 令和5年8月に実施の公示運賃(公示方法等見直し後)
 (※2) 車種区分見直し後の運賃(R6.4.1~)

距離：1kmあたり単価
 時間：1時間あたり単価

	北海道		東北		関東		北信		中部	
	下限額(※1)		下限額(※1)		下限額(※1)		下限額(※1)		下限額※1)	
	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間
大型	140	5,570	170	6,530	160	6,580	150	6,440	140	6,820
中型	120	4,700	150	5,520	140	5,560	130	5,430	120	5,760
小型	100	4,030	130	4,740	120	4,770	110	4,670	100	4,940
小型(※2)	100	4,110	130	4,830	120	4,870	110	4,760	100	5,040
通勤車(※2)	90	3,660	110	4,300	110	4,330	100	4,240	90	4,490

	近畿		中国		四国		九州		沖縄	
	下限額(※1)		下限額(※1)		下限額(※1)		下限額(※1)		下限額(※1)	
	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間
大型	160	7,390	190	6,320	140	6,380	140	6,330	200	5,230
中型	130	6,240	160	5,330	120	5,380	120	5,350	170	4,420
小型	110	5,360	140	4,580	100	4,620	100	4,590	140	3,790
小型(※2)	110	5,460	140	4,670	100	4,720	110	4,690	150	3,870
通勤車(※2)	100	4,860	120	4,160	90	4,200	90	4,170	130	3,440

＜車種区分の定義＞

大型……車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型……大型車、小型車以外のもの

小型……全長6m以上8m以下かつ定員33名以下(旧基準：「車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下」)

通勤車……車両長6m未満かつ旅客席数14人以下の車両